

土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

玉村町都市建設課

TEL 0270-64-7707（直通）

土地区画整理事業地内において、下記の行為を行う場合は、事業施行の障害となる恐れがありますので、土地区画整理法第76条の規定により、町長の許可が必要になります。

- 1 土地の形質の変更
- 2 建築物、その他の工作物の新築、増改築
- 3 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積（重量5トンを超えるもの。5トン以下に分割できるものを除く。）

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他町長が必要と認める書類を正副1部ずつ都市建設課に提出してください。

【法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名】

文化センター周辺地区

【申請方法】

○申請書の様式

- ・土地区画整理施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第2号

○その他町長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状
- ・仮換地指定通知書、仮換地図または仮換地証明書（写し可）
- ・保留地がある場合は、売買契約書または保留地証明書（写し可）
- ・公図（重ね図可）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書
- ・付近見取図 1/1, 000以上
- ・配置図 1/100以上

※地区計画で定めた壁面後退ラインとして、隣地境界（換地線）から1mの距離に破線を引き、全方位に1mの寸法を入れてください。

※建築物から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を入れてください。

※上水道、下水道などの給排水施設等の予定配管図を記入してください。また、計画高も記入願います。

- ・平面図 1/50以上 各階平面図
- ・立面図 1/50以上 2面以上